

8 新・生物多様性国家戦略の概要

8-1 新・生物多様性国家戦略の概要

新・生物多様性国家戦略は、「自然と共生する社会」を政府全体として実現することを目的にした、自然の保全と再生のトータルプランとして策定されています。

(生物多様性条約第6条に基づき、平成14年3月27日に地球環境保全に関する関係閣僚会議において決定)

(1) 生物多様性の現状と課題

【3つの危機】

第1の危機

開発や乱獲等人間活動に伴う負のインパクトによる生物や生態系への影響。

その結果、多くの種が絶滅の危機。湿地生態系の消失が進行。島しょや山岳部等脆弱な生態系における影響。依然最も大きな影響要因。

第2の危機

里山の荒廃等の人間活動の縮小や生活スタイルの変化に伴う影響。

経済的価値減少の結果、二次林や二次草原が放置。耕作放棄地も拡大。

一方人工的整備の拡大も重なり里地里山生態系の質の劣化が進行。

特有の動植物が消失。特に中山間地域で顕著、今後この傾向がさらに強まる。

第3の危機

移入種等の人間活動によって新たに問題となっているインパクト。

国外又は国内の他地域から様々な生物種が移入。

その結果、在来種の捕食、交雑、環境攪乱等の影響が発生。

化学物質の生態系影響のおそれ。

(2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念と目標

【5つの理念】

人間生存の基盤

世代を超えた安全性・効率性の基礎

有用性の源泉

豊かな文化の根源

予防的順応的態度(エコシステムアプローチ)

【3つの目標】

種・生態系の保全

長い歴史の中で育まれた地域に固有の動植物や生態系等の生物多様性を、地域の空間特性に応じて適切に保全すること

絶滅の防止と回復

特にわが国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図ること

持続可能な利用

将来世代のニーズにも応えられるよう、生物多様性の減少をもたらさない持続可能な方法により、国土の利用や自然資源の利用を行うこと

(3) 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

【3つの方向】

保全の強化

保護地域制度の強化、指定の拡充、科学的データに基づく保護管理の充実、絶滅の防止や移入種問題への対応等、生物多様性の危機の態様に応じて保全を強化。

自然再生

一方的な自然資源の収奪、自然の破壊といった関わり方を転換し、人間の側から自然に対して貢献。自然の再生プロセスを人間が手助けする形で自然の再生・修復を進める。その端緒として自然再生事業に着手。

持続可能な利用

身近な里山等の保安全管理と、生活・生産上の必要性等とを上手く調整していくため、NPO活動支援、地権者との管理協定、助成・税制、環境配慮の徹底等、様々な社会的仕組みや手法を検討し、積極的に対応。また、アセス制度も有効に活用。

【基本的視点】

科学的認識

自然環境保全基礎調査等、調査研究を飛躍的に深化させ、科学的データに基づく理解、認識を政策決定の出発点とする。

統合的アプローチ

社会経済的側面を含め統合的に問題を捉える。国土利用に関する各種計画や、環境負荷を低減する循環型社会づくりとも連携。

知識の共有・参加

積極的な情報公開により、国民の参加を促す。関係者すべてが情報を共有、社会的選択として保全や利用の方向、目標についての合意を形成。環境意識のレベルを向上させる上からも環境教育・環境学習が重要。

連携・共同

各省が連携・共同して一体的、総合的な取り組みを進めることが戦略の大きな役割。地域の生物多様性保全のためには、自治体や住民が主体となって地域特性に応じた計画づくりや取り組みを進めることが大切。

国は制度設計、指針の作成、事業の助成、情報の提供等を通じて積極的に支援。

国際的認識

日本と世界、特にアジア地域は、自然環境、社会経済両面から深い関係。アジア地域等の生物多様性保全に積極的に貢献。地球温暖化等地球環境問題と生物多様性の関わりを認識。温暖化防止・吸収源対策として国内の森林の整備・保全、都市緑化の推進が重要になる。

(4) 生物多様性の危機の現状と対応

【第1の危機の現状】

人間の活動や開発が、種の減少・絶滅、あるいは生態系の破壊分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小、消失を引き起こしています。具体的には、捕獲・採取等による個体数の減少、開発に伴う森林の他用途への転用、土地造成や埋め立てによる直接的な破壊、あるいは汚濁した排水等により、生態系の破壊が進んでいます。中でも、湿原、河川・湖沼、湧水、ため池・水路、あるいは浅海域の干潟、藻場、サンゴ礁等様々なタイプの湿地の生態系が人間活動により特に大きな影響を受けています。これらの問題に対しては、対象の特性、重要性に応じて、人間活動に伴う影響を適切に回避、又は低減するという対応が必要となります。また、既に消失、劣化した生態系については、その再生・修復を積極的に進める必要があります。

【第1の危機への対応】

人間活動に伴う負の影響要因が招く「第1の危機」に対して、保全を強化すること、再生・修復を積極的に進めることとしています。保全の強化については、国立公園に隣接する湿原地域等を新たに特別保護地区に指定するとともに、国指定鳥獣保護区の指定を行っています。また、保安林の計画的な指定や保護林の設定等保護地域の設定を着実に進めています。また、平成16年6月には、良好な都市環境や都市景観の形成、生物多様性の確保等のために重要な都市の緑とオープンスペースを効率的かつ効果的に確保するために、都市緑地保全法等の一部を改正しました。これまでの緑地保全地区制度（特別緑地保全地区に名称変更）に加え、届出により土地利用との調整を図ることで自然環境の保全を図る緑地保全地域制度が導入されることになりました。このように自然公園や鳥獣保護区等の保全制度に加え、自然環境を保全することができる制度が新しく設けられ、このような制度を活用することで、きめ細やかに保全を行うことも可能となっています。平成15年度から施行された「自然再生推進法」については、平成16年8月現在全国8箇所法律に基づくものとして協議会が立ち上がるなど「自然再生推進法」についても、着実に取り組みが進められつつあります。今後は、このような取り組みをさらに推進していくとともに、それぞれ保全された地域間のネットワークを形成し、総合的に効果を高めていくことが重要です。

【第2の危機の現状】

第1の危機とは逆に、自然に対する人為の働きかけが縮小撤退することによる影響です。人口減少や生活・生産様式の変化等の社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小撤退することにより、里地里山等における環境の質が変化し、こうした環境に特有の多様な生物が減少・消失する等、生態系への影響が現れています。生活・生産様式等社会経済の大きな変化に伴って、二次林が有していた薪炭材、農用林等としての経済的利用価値が減少して、その管理や利用がなされずに放置され、また、農山村の人口減少は、農地等の管理や担い手の減少をもたらすとともに、耕作放棄地の拡大は、二次林と水田、水路、ため池等のモザイクからなる里地里山生態系の質の劣化を進行させ、こうした環境に特有の生物が絶滅危惧種として数多く選定されています。山間部の人工林についても、林業の採算性の低下、林業生産活動の停滞から、間伐材の管理が十分に行われず、森林の持つ水源かん養、土砂流出軽減等の機能や野生生物の生息・生育環境としての質も低下しています。このように、長年にわたり、人手が入ることにより生物多様性を保ってきた地域では、人間が干渉しないことによって、特有の動植物が消失する等、かえって危機を迎えています。これらの問題に対しては、現在の社会経済状況の下で、対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を行っていくための仕組みの構築や人と自然の関係の再構築という観点に立った対応が必要です。

【第2の危機への対応】

里地里山等における人為の働きかけが縮小後退することによる第2の危機に対しては対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築・人と自然の関係の再構築という観点に立った対応が必要とされています。

平成16年5月には「文化財保護法」の一部を改正して、棚田や里山等人と自然との、関わり合いの中で作り出された「文化的景観」を新たに文化財として位置付け、特に重要なものを重要文化的景観として選定することとしており、これを保護するためのしくみ等が定められています。

また、「都市緑地法」による管理協定制度的や「自然公園法」による風景地保護協定制度的等NPO等と土地所有者とが管理協定を結んで、緑地や里地里山の管理を行うことができる制度が構築されていますが、森林についても、NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町長が認可する制度が創設され、この認可を受けたNPO等が森林整備事業の事業主体として追加されており、NPOと連携する制度が構築されています。

【第3の危機の現状】

第3の危機として、まず近年その問題が顕在化ようになった移入種による生態系の攪乱や科学物質による影響が挙げられます。近年問題が顕在化ようになった外来種等が、生態系の攪乱を引き起こしています。マングース、アライグマ、オオクチバス等、国外又は国内の他の地域から人為によって導入された種（外来種）が増加しており、在来種の捕食、交雑、環境攪乱等、地域固有の生物相や生態系に対し大きな脅威となっています。この問題に対しては、外来種が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来種の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があります。

また、化学物質の中には、PCB、DDT、ダイオキシンのように、動植物に対して毒性を持つほか、環境中に広く存在するため、生態系や生体内のホルモン作用に影響を及ぼすもの、あるいは影響が懸念されるものがあります。この問題に対しては、農薬を含めた様々な化学物質による生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れて化学物質対策を推進することが必要です。

【第3の危機への対応】

移入種等による生態系の攪乱の問題については、生物多様性に与える影響が甚大であること等の認識の下、移入種が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した移入種の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があるとしています。

平成16年度においては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定されています。この法律では、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、学術研究等の目的で許可を受けた場合を除き飼養や輸入を禁止するとともに、施設外で放つこと等を禁止しています。野外における特定外来生物について国や地方公共団体等が防除を行うことを促進するための措置が定められています。

今後、外来生物のデータベースの構築、被害判定手法の確立を含め、法律の実施体制を整備することが求められています。

8-2 重要地域の保全と生態的ネットワークの形成

【重要地域の保全】

生物多様性保全のためには、国土の地域ごとの生物学的特性を示す代表的、典型的な生態系等、多様な生物の生息・生育の場として重要な地域について、対象地域の特性に応じた十分な規模、範囲、適切な配置、規制内容、管理水準、相互の連携の確保された保護地域の体系を設けていくことを基本とすべきです。しかし、生物多様性の視点から保護地域の指定実態や規制内容、管理水準の現状を見ると、未だ十分なものとは言えません。既存の保護地域制度を生物多様性の視点から捉え直し、保護地域制度がより効果的に機能するよう必要な取り組みを進めることを通じて保全を強化していきます。

このため、国立公園等の自然公園については、その立地特性に応じて、従来の風景保護の視点に加え、生態系、特に動物保護の視点を制度上位置づけ、国土における生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての役割をより積極的に果たすため、平成14年4月の自然公園法改正により、生物多様性の確保を国等の責務として位置づけるとともに、特別地域における指定動物の捕獲規制、立入り規制地区制度、利用調整地区制度等を新たに導入しました。保護地域化の推進の観点では、国立公園や国定公園の公園区域の見直しによる公園区域への編入や特別保護地区の指定を行っています。その他、関係省庁の多様な保護地域制度を活用して、全国規模から地域規模まで様々な段階における重要な生態系や生物の生息・生育地の保護地域化と保護管理の充実を進めることが重要なことから、国有林における原生的な森林生態系や優れた自然環境を有する森林を「保護林」として設定し、その保護に務めています。また、平成16年6月「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改正し、新たに緑地保全地域制度が導入されています。

保護地域化に加え、生態系の視点から周辺地域も含め、開発、土地利用における環境配慮の徹底や自然の再生・修復を図る等、各種手法によって重要地域の保全を強化することが重要です。

【生態的ネットワークの形成】

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは減少した生物相の回復を図るためには、十分な規模の保護地域を核としながら、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや適切な配置が確保された生態的ネットワークを形成していくことが必要です。その際、森林における緑の回廊設定や農地、河川、道路、公園緑地、海岸、港湾、漁港等における取り組みを通じた各種の生息・生育空間や生態的回廊の確保等、関係各省の取り組みを総合的に進めることにより、奥山、里地里山、都市の生息・生育空間が、道路、河川、海岸等の縦軸・横軸の水と緑によって有機的に連携された状態を創り出していくことが大切です。

林野庁では、国有林において保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を通じ、生息・生育地の拡大、個体群の交流を促進し、種の保存や遺伝的な多様性の確保を図る「緑の回廊」を設定し、国土交通省では、圏域における緑の骨格軸の形成や都市内の水と緑のネットワーク構築を図る「緑の回廊構想」を推進するため、都市緑地保全法等の一部改正にあわせて、都市公園及び緑地保全事業等の一体的な実施を支援する緑地環境総合支援事業を創設しています。農林水産省では、水田、水路、ため池、周辺の雑木林等農村環境のネットワークを利用して生息している生物を保全するために、ネットワークの確保に配慮した農業農村整備事業を推進しています。

また、農林水産省と国土交通省とが連携し、河川と農業水路間等の身近な水域における魚類等の生息環境改善のための事業連携方策を調査し、方策の「手引き」が作成されています。

8-3 里地里山の保全と持続可能な利用

【里地里山の特性と問題点】

里地里山は、奥山自然地域と都市地域との幅広い中間地域に位置し、多様な価値や権利関係が錯綜する多義的な空間です。国土の中間に位置することから、奥山自然地域の緩衝地帯として、また都市地域への生物の供給源としての機能を持ち、奥山自然地域から都市地域までを生物多様性の観点から繋ぐ役割が期待されています。二次林を中心に水田等の農耕地、ため池、草地等を構成要素としており、人為による適度な攪乱によって里地里山特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。

ところが、近年の生活・生産様式の変化に伴い二次林や草地の経済的利用価値が低下したに加え、いわゆる農山村では、農林業の採算性の低下、林業生産活動の停滞等から二次林や農地が放置されるケースが増加しています。放置後は、タケ・ササ類の侵入等により生物多様性が低下する場合があります。都市地域の近郊では、残された二次林等が宅地、道路、ゴミ処分場等の開発の対象となる場合が多く見られるなど、里地里山の存続が危惧されています。これらの背景には、土地所有者が継続的維持管理に耐えられないこと等の理由により、二次林、農地等を手放すという事情もあります。

里地里山等における人為の働きかけが縮小後退することによる生物多様性の危機に対しては、対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築、人と自然の関係の再構築という観点に立った対応が必要とされています。

【取り組みの状況】

国立・国定公園においては、管理が行き届かなくなった里地里山を対象に、国、地元自治体、NPO等と土地所有者とが管理協定を結ぶとともに特別土地保有税の免除等の経済的な奨励措置を講じる等の施策を具体的に実施しつつ、問題点を整理分析する等して、里地里山問題に取り組んでいます。

農村地域においては、農家を含む地域住民の意見を十分聞いた上で、農村地域の環境保全に関するマスタープランを策定し、ため池の保全、生態系に配慮した水路の整備、水辺や樹林地の創出等、農業農村整備事業等により多様な野生生物が生息できる環境との調和への配慮に努めています。

里山林では、持続的に利用・整備されるよう、市民の参画を得た森林整備等に対する助成を行うほか、森林の維持管理の育て親を都市住民等から募集し、森林所有者と都市住民等が連携・協力して保全・利用する体制を推進しています。

また、平成16年5月には「文化財保護法」の一部を改正して、棚田や里山等人と自然との、関わり合いの中で作り出された「文化的景観」を新たに文化財として位置付け、特に重要なものを重要文化的景観として選定することとしており、これを保護するためのしくみ等が定められています。

都市近郊の里地里山の埼玉県のくぬぎ山や、大阪府の神於山において、関係省庁や関係自治体、地域住民等が連携・協力し、自然再生の取り組みを始めたところです。

都市地域の里地里山については、緑地保全地区等の指定拡大や公有地化を推進するとともに、市民緑地制度や管理協定制도를活用し、地方公共団体やNPO法人等の多様な主体による良好な維持管理を推進しています。

環境省では、平成16年度から、これまでの里地里山の調査結果を基にモデル地域（全国4箇所）を選定し、地元自治体、住民、NPO、専門家、関係行政機関等と連携して里地里山保全・再生モデル事業を実施しています。

8-4 湿原・干潟等湿地の保全

水は生命の生存に欠かせないものであり、地形や気候と相まって成立する湿原、河川、湖沼、干潟等の湿地は、多様な生物の生息・生育地であるとともに、水質浄化や遊水地としての機能等を有する生態系です。

しかし、これらの湿原や干潟等は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、既に失われてしまった湿地の再生・修復の手だてを講じていくことが必要です。

保護地域化が必要な湿地については保全のための情報を更に収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区や自然公園、自然環境保全地域、天然記念物等による保護地域指定や都市公園の設置等による保全を進めることが重要です。

既に保護地域内に位置する湿地については、必要に応じ、より効果の高い保護対策をとる等、保全の強化を図る必要があります。

ため池や水路等、人為により維持されてきた湿地は規制的手法だけでなく、経済的な奨励措置や事業配慮等、多様な手法を組み合わせ、地域の合意の下に維持されることが重要であり、そのための検討が必要です。

農林水産環境政策の基本方針のなかで「環境保全を重視する農林水産業のための指針の策定」、「補助事業、制度資金における環境保全の重視」を基本方策に位置付け、また、平成16年度から田園自然環境保全整備事業が始まっています。

国境を越えた長距離の移動・回遊を行いつつ湿地を利用する水鳥類やウミガメ類のために、わが国に残されている浅海域の湿地を減少・劣化させないように保全するとともに、失われた湿地の再生・修復に努めています。

ウミガメ類については、生態解明の調査を実施する等、保全のための基礎的資料の充実が必要です。採餌や回遊等の生態が明らかでないウミガメ類について、人工衛星による行動追跡調査や重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）においてウミガメ類の調査を実施するための検討が行われています。

生物多様性保全上重要な干潟及び藻場において生物相を把握するため、全国の干潟及び藻場の調査を、自然環境保全基礎調査の「浅海域生態系調査」として実施しています。岩礁や砂浜等の生態系についても、情報の収集整備を進め、保全のための基礎的データを蓄積する必要があることから、砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、あわせて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海辺の生物国勢調査」を平成15年度より実施しています。

8-5 自然の再生・修復

（自然の再生・修復の必要性）

わが国は、国土が南北に長く、地形の起伏に富むうえ、四季の変化も相まって、多様な豊かな生態系を有しています。

しかしながら、ここ数十年の間には、経済成長により生活水準の向上が実現された一方で、自然海岸や干潟の減少が進み、かつては身近な存在であったメダカやキキョウまでが絶滅危惧種となる等、わが国の生態系は衰弱しつつあります。

こうしたことから、残された生態系の保全の強化に努めることはもちろんですがそれに加えて、衰弱しつつある生態系を健全なものに蘇らせていくため、失われた自然を積極的に再生・修復することも必要です。

平成14年12月に、過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全、再生、創出し、またその状態を維持管理する「自然再生推進法」が制定され、平成15年1月より施行されました。また、同法に基づく「自然再生基本方針」が、平成15年4月1日に閣議決定されています。

（自然再生事業の推進）

ア 生態系の健全性の回復

自然再生事業は、人為的改変により損なわれる環境と同種のもをその近くに創出する代償措置としてではなく、過去に失われた自然を積極的に取り戻すことを通じて生態系の健全性を回復することを直接の目的として行う事業です。その対象としては、河川、湿原、干潟、藻場、里山、森林等様々な自然が考えられます。

具体的には、釧路湿原において、直線化された河川の再蛇行化等により、乾燥化が進む湿原の再生を目指す事業や、埼玉県・くぬぎ山地区において、産業廃棄物処理施設の集積等により失われた武蔵野の雑木林の再生を図る事業等が始まっています。

イ 科学的データを基礎とする丁寧な実施

自然再生事業は、生態系の視点から人為的改変に伴う環境の変化とその要因を科学的に把握することを前提とし、土木工学その他の応用工学的な技術や理論を基礎として行う必要があります。また、複雑で絶えず変化する生態系を対象とした事業であることから、生態系に関する事前の十分な調査を行い、事業着手後も自然環境の復元状況を常にモニタリングし、その結果に科学的な評価を加えた上で、それを事業にフィードバックする等の手順と体制が不可欠であり、必要に応じて事業内容を修正するという柔軟な対応が重要です。生態系の健全性の回復には長い期間が必要であり、自然再生事業は、その回復のプロセスの中で補助的に人の手を加えるもの、ということ認識した上で、時間をかけて慎重に取り組むべきです。また、事業の実施に当たっては、鉄やコンクリートではなく間伐材や粗朶等の地域の自然資源や伝統的な手法の活用、大型機械より人力を十分に活用した労働集約的な作業等、きめ細かい丁寧な手法により自然の再生・修復を進めることが必要です。

ウ 多様な主体の参画と連携

自然の再生・修復は、河川と湿原、干潟と藻場等複合的な生態系を対象とするケースもあるため、目標の設定・役割分担の調整や共同事業の実施等、各省庁の連携により自然再生を効果的・効率的に推進することが重要であり、自然再生事業推進会議の設置等を通じた関係各省の連携体制の一層の強化が必要です。

また、自然再生事業は、それぞれの地域に固有の生態系の再生を目指すものであることから、その実施に当たっては、調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで、国だけでなく、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO、ボランティア等多様な主体の参画が重要であり、そのための様々な仕組みの活用が重要です。

8-6 自然再生推進法の概要

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした「自然再生推進法」が、平成15年1月1日より施行されています。この法律は、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担うものであり、地域の多様な主体の参加により、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁等の自然環境を保全、再生、創出、又は維持管理することを求めています。

また、自然再生に関する施策を総合的に推進するため「自然再生基本方針」が平成15年4月1日に閣議決定されています。

自然再生推進法は、国や地方公共団体の計画によるのではなく、地域の多様な主体の発意により、国や自治体、地域住民、民間非営利団体、及び専門家等地域の多様な主体が計画段階から事業に参加し、自然環境の再生に向けての取り組みを行うことを盛り込んでいる今までにない全く新しい発想の法律です。この法律が積極的に活用されることが期待されています。

1 制定の趣旨

自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とするもの。

自然再生事業を、NPOや専門家を始めとする地域の多様な主体の参画と創意により、地域主導のボトムアップ型で進める新たな事業として位置付け、その基本理念、具体的手順等を明らかにするもの。

2 法律の概要

【定義】

自然再生：過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等を行うこと。

【基本理念】

- ・地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、科学的知見に基づいて実施。
- ・事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その結果に科学的な評価を加え、これを事業に反映。

地域の多様な主体の参加

- ・政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針を閣議決定。基本方針の案は、環境大臣が農林水産大臣、国土交通大臣と協議して作成。
- ・自然再生事業の実施者が、地域住民、NPO、専門家、関係行政機関等とともに協議会を組織。
- ・実施者は、自然再生基本方針及び協議会での協議結果に基づき、自然再生事業実施計画を作成。
NPO等への支援
- ・主務大臣は、実施者の相談に応じる体制を整備。
- ・国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置に努力。
関係省庁の連携
- ・環境省、国土交通省、農林水産省その他の関係行政機関で構成する自然再生推進会議を設置。
- ・3省は自然再生専門家会議を設置し、意見聴取。